

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

号外第二十七号

令和八年

七月十日

金曜日

目次

教育委員会

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

山梨県教育委員会

教 育 長 荻 野 智 夫

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表に次のように加える。

山梨県不登校対策検討委員会

特別支援教育・児童生徒支援課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。